

特定復興再生拠点区域復興再生計画の進捗状況について

特定復興再生拠点区域復興再生計画の概要

- 「双葉町復興まちづくり計画(第二次)」に基づき、将来的な町内全域の居住環境整備に向けた第一歩として、「特定復興再生拠点区域」を設定
- 避難指示解除準備区域(浜野・両竹地区)に「新たな産業・雇用の場」となる中野地区復興産業拠点の整備等を行い、人の流れを創出するとともに、JR双葉駅を中心とする低線量区域に新たな産業・雇用の場と連携した「新たな生活の場」の確保と「既成市街地の再生」を推進
- JR双葉駅を中心としたエリアの整備を先行的に行うとともに、避難指示解除準備区域とJR双葉駅周辺の一部区域について、平成31年度末頃までの先行的な避難指示解除を目標に取り組む
- さらに、区域内の整備を順次進め、平成34年春頃までの区域全域の避難指示解除を目指す

これまでの経過

- 平成29年9月15日 認定
- 平成29年10月4日 特定復興再生拠点整備推進会議の設置
(同日 第1回会議開催)

特定復興再生拠点整備推進会議

目的

復興再生計画の円滑かつ確実な実施にあたり、様々な課題等に関係者が連携して迅速かつ継続的に対応し、計画を推進するため設置

構成員

- ・国(復興庁、内閣府原子力被災者生活支援T、環境省)
- ・福島県(避難地域復興局)
- ・双葉町(副町長、関係各課)

主な検討事項

各事業の進捗確認、土地利用の実現可能性の確認、目標の確認、事業主体間の情報共有・事業間調整、土地利用実現のための支援、課題の把握・分析・対策の検討・調整

次回の会議予定

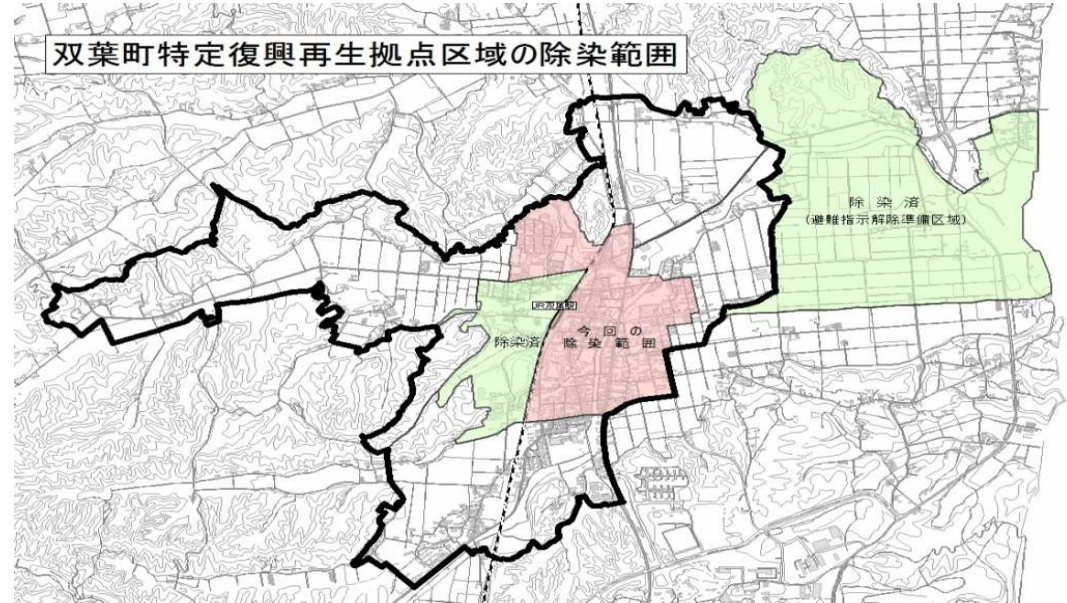
平成30年2月28日 第2回特定復興再生拠点整備推進会議開催予定

取り組み状況

特定復興再生拠点区域の解体・除染について

- 被災家屋等の解体申請受付窓口をいわき事務所内に設置

双葉町特定復興再生拠点区域の除染範囲



除染・解体スケジュール(赤色部分)

工程	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
説明会	12/9、12/10に実施								
解体申請	随時受付中								
事前調査計画作成									
同意取得									
解体工事									
除染工事									
仮置場工事									

町の体育館・公民館の解体については、工事開始後約6ヶ月程度の工期予定